

# 教育委員会会議録

( 定例会 )

令和4年12月22日開催

さいたま市教育委員会

1	期	日	令和4年12月22日(木)	
2	場	所	教育委員会室	
3	開	会	午前8時45分	
4	出	席	教 育 長	細 田 眞由美
			教育長職務代理者	大 谷 幸 男
			委 員	石 田 有 世
			委 員	野 上 武 利
			委 員	武 田 ちあき
5	欠	席	委 員	武 川 行 秀
6	議	場	副教育長	小田嶋 哲
			管理部長	栗 原 章 浩
			学校教育部長	千 葉 裕
			生涯学習部長	山 浦 麻 紀
			管理部参事兼教育総務課長	高 木 泰 博
			学校教育部参事兼教職員人事課長	田 中 一 秀
			学校教育部参事兼指導2課長	長 岡 有 実子
			教育財務課長	竹 内 孝 央
			教職員給与課長	木 村 哲 也
			特別支援教育室長	長谷場 明 博
			健康教育課長	宮 野 充
			教育研究所長	深 津 健太郎
7	会	議	武 田 ちあき	
	議	録		
	署	名		
	委	員		

## 8 議事等の概要

- 細田教育長                    それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。  
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。
- 書記                            ありません。
- 細田教育長                    本日の会議録の署名は、武田委員にお願いいたします。  
本日の議案については、議案第68号、第69号は議会に関する  
案件、議案第72号は人事に関する案件であることから、非公開と  
することをお諮りしたいと思います。委員の皆さんいかがでしょ  
うか。
- 各委員                         <異議なし>
- 細田教育長                    それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、議案第6  
8号、第69号、第72号は非公開といたします。  
会議の順番ですが、報告第11号、議案第70号、第71号、第  
73号、第68号、第69号、第72号の順に審議することといた  
します。
- 報告第11号 令和4年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について
- 細田教育長                    それでは、報告第11号について事務局から説明をお願いします。
- 教育財務課長                 それでは、報告第11号「令和4年度さいたま市一般会計補正予  
算（教育費）について」を御説明させていただきます。  
資料は、お手元に配布してある1ページから8ページまでとなり  
ます。  
資料の2ページをお願いします。この報告の内容は、令和4年さ  
いたま市議会12月定例会に追加提出する「さいたま市一般会計補  
正予算」の教育費部分についてですが、緊急に処理する必要があ  
り、教育委員会会議の招集をするいとまがなかったことから、臨時  
代理させていただいたものでございます。  
6ページをお願いします。提案理由でございますが、今回の補正  
予算は、12月定例会に追加提出する国の令和4年度第2次補正予  
算に伴い、特別支援学校における送迎用バスに安全装置を設置する  
ための経費について、市長に申出するものです。

ページは戻りまして、資料の3ページをお願いします。別表「歳入歳出予算補正」でございますが、補正額は、歳入歳出同額の180万円となります。

続いて、5ページになりますが、事項別明細書となります。詳細を説明いたしますので、8ページをお願いいたします。特別支援教育室が所管する「特別支援学校管理運営事業」でございますが、国の令和4年度第2次補正予算に伴い、特別支援学校における送迎用バスに置き去り防止のための安全装置を設置する経費について、補正を行うものです。次に、右上の財源内訳を御覧ください。特定財源として、18款国庫支出金を180万円充当し、一般財源は0の全額国庫補助事業として本事業を行うものでございます。

私からの説明は以上でございます。

細田教育長 何かありますか。

武田委員 置き去り防止のために、具体的にどのようなものを設置するか、参考までにお教えいただけますでしょうか。

特別支援教育室長 令和4年12月20日付けで国からガイドラインが出ており、その要件が定められております。具体的に申しますと、エンジン停止後に運転者等に車内の確認を促す車内向けの警報を発する、また、車内の確認を怠った場合等には、速やかに車内への警報を行い、15分以内に車外への警報を発すること、こども等がいたずらできない位置に警報を停止する装置を設置すること、装置が故障・電源喪失した場合には、運転者等に対してアラーム等で故障を通知することとあります。

細田教育長 他に何かありますか

それでは、この件は終了とさせていただきます。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第70号 さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

細田教育長 それでは再開します。議案第70号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教職員給与課長 議案第70号「さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明させていただきます。

議案書別冊の5ページから7ページをお願いいたします。本議案は、さいたま市人事委員会からの給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、さいたま市教職員の給与に関する条例において読み替えて準用している、さいたま市職員の給与に関する条例の一部改正に基づき、教職員の勤勉手当の成績率の上限を変更するものでございます。

7ページを御覧ください。改正の概要でございしますが、上の表が高等学校、中等教育学校の教育職員以外の教職員、下の表が高等学校、中等教育学校の教育職員となります。それぞれ0.1月分引き上げるものでございます。

施行期日は、公布の日からとし、令和4年12月1日から適用するものでございます。令和4年12月の勤勉手当は、既に12月9日に支給しておりますので、この差額分につきましては、令和5年1月上旬に別途支給する予定でございます。

説明は以上でございます。御審議の程よろしくをお願いいたします。

細田教育長 何かありますか。

それでは、議案第70号につきましては、原案のとおりとしましてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、議案第70号は原案のとおり可決されました。

議案第71号 さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について

細田教育長 続きまして、議案第71号について事務局から説明をお願いします。

教職員給与課長 議案書別冊の8ページをお願いいたします。

議案第71号「さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、説明させていただきます。

本議案は、さいたま市教職員の給与に関する条例に定める教育職給料表が令和4年4月1日に遡って改正されることに伴い、「さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」別表第6に定める教育職給料表(1)、(2)の「昇格時号給対応表」を改正するものでございます。「昇格時号給対応表」は10ページから13ページまででございます。教職員が昇格した場合は、上位の職務の級で給与が決定されますが、この「昇格時号給対応表」は、昇格前後で何号給から何号給になるのかをまとめた表でございます。

表の見方につきましては別紙の参考資料に基づき、説明させていただきます。参考資料は「昇格時号給対応表」の一部をイメージしたものでございます。例といたしまして、3級50号給を受けている教頭から4級の校長に昇格する場合で説明させていただきます。まず表の一番左の列の「昇格した日の前日に受けていた号給」の列に○のついた「50」の場所の御確認をお願いします。その右側は、「昇格後の号給」の表中にある「4級」の列を御覧いただき、先程申し上げました「50」の行と、「4級」の列が交差した部分が「10」となっておりますので、この場合、3級50号給から昇格すると4級10号給に対応するということになります。どの号給から昇格した場合でも、昇格に伴い給料月額が上昇するよう対応しています。

12月議会におきまして、教職員の給料表を改正する条例を御審議頂いているところでございますが、議会での議決を条件に、改正後の給料月額に応じ、昇格前後の号給が適切に対応するよう、「昇格時号給対応表」を改正するものでございます。

施行期日につきましては公布の日、適用期日は令和4年4月1日でございます。

なお、今回の改正については、令和4年4月1日に遡っての適用となることから、経過措置を設けております。

内容としましては、改正前後で昇格時の号給の対応が変わるため、令和4年度につきましては、当該規則の施行の日から令和5年3月31日までの間に昇格等となった教職員と、改正前で昇格となった教職員との間に不均衡が生じないように措置するものでございます。

説明は以上でございます。御審議の程、よろしく願いいたします。

細田教育長

何かありますか。

それでは、議案第71号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、議案第71号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第73号 令和5年度全国学力・学習状況調査について

細田教育長 続きまして、議案第73号について事務局から説明をお願いします。

教育研究所長 議案第73号「令和5年度全国学力・学習状況調査について」を御説明いたします。

議案書、18ページを御覧ください。はじめに、令和5年度全国学力・学習状況調査の概要でございます。「1 調査の目的」と「2 調査の対象」は、例年と同様でございます。「3 調査事項」につきまして、(1)の児童生徒に対する調査の(ア)の教科に関する調査として「国語」と「算数・数学」に加え、中学校において「英語」が実施されます。「英語」は3年に一度、調査が実施されており、今回は、平成31年度に引き続き2度目の実施となります。

(イ)の出題内容は例年のとおりでございますが、(ウ)の出題形式において、「英語」の「話すこと」の調査問題で、原則として口述式の問題が出題され、文部科学省の学習システム「MEXCBT」を使用しての解答となることが大きな変更点でございます。(エ)のその他につきまして、「英語」の「話すこと」調査は、オンラインで行われますが、実施には約1か月の期間が設けられており、本市は全ての学校がこの期間の中で実施することとなります。

なお、実施日につきましては、各学校の希望日から、文部科学省が指定をし、決定されます。また、イの質問紙調査及び(2)の学校質問紙調査も例年同様実施され、学習意欲、学習方法、学習環境、生活面等に関する調査が行われます。なお、質問紙調査につきましても、小学校で全国の約80万人、中学校で全国の約20万人がオンラインによる実施となります。本市は、オンライン実施を希望いたしますが、文部科学省の抽出により令和5年2月10日以降にオンラインか紙かが決まります。

「4 調査実施日」につきましては、問題冊子を使用した実施は令和5年4月18日火曜日でございます。「英語」の「話すこと」調査は、先ほど御説明申し上げた4月19日から5月26日の期間内

での実施となります。児童生徒質問紙調査は、4月10日から5月16日の期間内に実施をいたします。

令和5年度の全国学力・学習状況調査は教科に関する調査がオンライン実施という大きな変更点がございます、実施要領の送付や参加及び協力の回答が例年より1か月ほど早く示されております。

最後になりますが、本市の対応につきましては、「調査に参加する。」と御提案させていただきます。

説明は以上でございます。御審議の程よろしくお願いいたします。

細田教育長 事前調査を実施しておりましたので、その様子はどうだったか御説明いただけますでしょうか。

教育研究所長 今回は英語がオンラインで実施されるということで国のほうで事前調査を実施するというので、本市においても16校が参加を致しました。オンラインの実施につきましては、機械等のトラブルもなく、非常に順調に行われました。ただし、各学校において初めての調査ということもあり手順に慣れていない学校もございましたので、そのような場合には、その都度御説明をさせていただき、最終的には問題なく調査を終了させていただきました。

細田教育長 16校は文部科学省からの指定でありましたが、接続しにくい箇所等も事前にわかり、アクセスポイント等の調整もできたことでとても有意義なものであったと感じております。  
他に何かありますか。

武田委員 議案書19ページ中の(3)にあります、聴力に不安のある生徒は調査の対象としないこととすることができるとありますが、それでも調査の対象になりたい、取り組んでみたいという生徒もいるかと思しますので、一律に調査の対象としないのではなく、やってみてみたいと思う生徒はしっかりと調査を受けられるようにしていただきたい、現場のほうには徹底していただきたいと思っております。

教育研究所長 本人の意向を十分に確認した上で、丁寧に対応をしていきたいと思っております。

細田教育長 他にいかがでしょうか。  
それでは、議案第73号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。



各委員                    <異議なし>

細田教育長                出席委員全員の賛成により、議案第73号は原案のとおり可決されました。

議案第68号    さいたま市教職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

細田教育長                それでは再開します。議案第68号について事務局から説明をお願いします。

教職員人事課長           議案第68号「さいたま市教職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」を御説明させていただきます。

議案書は、9ページから12ページまでとなります。本議案は、学級数の増加に伴い、教職員定数を変更するものでございます。改正の経緯といたしましては、35人学級の実施による小学校の学級数の増加に加え、人口増加に伴う学級数の増加により、実職員数と条例上の定数の差分が年々縮小しており、令和5年度には実職員数が条例上の定数を超過してしまうことが見込まれるため、条例改正の必要が生じたものでございます。また、改正内容といたしましては、教職員定数を6,064人から6,435人に改めるものでございます。改正後の教職員定数の算出方法につきましては、小学校全学年での35人学級が完成する令和7年度までの定数の見込みに、余裕幅を持たせるため「あと5人増えたら1学級増」となる学年に1学級を加え、算出いたしました。施行期日につきましては、令和5年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

細田教育長               何かありますか。

大谷委員                    教職員定数の人員には、市で負担している教職員は含まれているのか。

教職員人事課長           基本的には国から配当された教職員となりますが、さいたま市独自で負担している栄養教諭等も含まれております。

大谷委員                    どのような職があるのでしょうか。

- 教職員人事課長 学校栄養職員等となります。国からの基準では、550人以上の学校には1人、550人未満の学校には1/4での配当となります。本市では全校に栄養職員を配置しているため、欠けている分については、市の単独で負担をしております。
- 大谷委員 単独で負担となる人数はどの程度でしょうか。
- 教職員人事課長 国からの配当が108人分であるため、市独自の負担はおよそ60人分となっております。
- 大谷委員 国の基準を下回る35人学級等については、国から配当されないと認識しているが、さいたま市としてはどのようなになっているのか。
- 教職員人事課長 中学1年生では、研究指定という形で加配を受けております。
- 大谷委員 国の基準を下回る少人数学級について教えてほしい。
- 教職員人事課長 中学1年生において、本市では38人学級を実施しております。
- 野上委員 内訳のその他にある「在外派遣」とは、海外にある教育施設なのか。それとも、教育業界以外ということか。
- 教職員人事課長 海外にある日本人学校でございます。
- 細田教育長 他にありますか。  
それでは、議案第68号につきましては、原案のとおりとよろしいですか。
- 各委員 <異議なし>
- 細田教育長 出席委員全員の賛成により、議案第68号は原案のとおり可決されました。
- 議案第69号 さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について

細田教育長 続きます、議案第69号について事務局から説明をお願いします。

健康教育課長 議案第69号「さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について」を御説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の2ページから3ページをお願いいたします。本議案は、現在市立小・中・中等教育（前期課程）・特別支援学校の各学校長において管理している学校給食費について、市の一般会計へ編入し公会計化するため、本市の学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定を行うものでございます。

条例の概要ですが、学校給食の実施にあたって、これまで学校が徴収していた学校給食費を市長が学校給食費負担者から徴収することとし、その債権債務関係を明文化するものでございます。

なお、学校給食費の額及び納付の期限は規則で定めることとしております。また、特別の理由があると認めるときには、規則に定めるところにより、学校給食費の減免についてできるものとしております。施行期日につきましては、令和6年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

大谷委員 初歩的な確認で申し訳ありませんが、確認ということで教えていただきたいのですが、現在は給食費の支払いはどのような方法でされているのでしょうか。また、未払いの給食費の督促等はどのように行っているのでしょうか。

健康教育課長 給食費の支払いは、学校において保護者から徴収をしております。その支払い方法は、一部の学校では現金での支払いもありますが、多くは口座振替となっております。また、督促についても学校で行うものとなっておりますが、この公会計化により督促は市から行うものとなりますので、教職員の負担軽減にもつながることと考えております。

細田教育長 他に何かありますか。

それでは、議案第69号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、議案第69号は原案のとおり可決されました。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第72号 さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会委員の委嘱について  
＜非公開案件につき内容は省略＞  
＜議案は原案どおり可決＞

以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉 会 午前9時23分